

## ストルイピン改革期における国会と農民：特にカ デットの農業政策について

大畑，勝

<https://doi.org/10.15017/2235987>

---

出版情報：史淵. 105/106, pp.93-125, 1971-08-20. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# ストルイピン改革期における国会と農民

—特にカデットの農業政策について—

大畑勝

一、はじめに

二、第三国会にいたるカデットの農業政策

(一) 第一国会におけるカデット

(二) 第二国会におけるカデット

(三) 第三国会におけるカデット

(四) カデット農業政策の変化に関する諸見解

三、ストルイピン改革期の農民運動の特質

(一) ストルイピン改革期以前の農民運動（一九〇五年～一九〇六年）

(二) ストルイピン改革期の農民運動（一九〇七年～一九一四年）

(三) 農民の政治意識における変化

四、むすび

一、はじめに

ロシアにおけるブルジョア政党の一つであるカデット（立憲民主党）Кадеты, 《Конституционно-демократическая партия》の特質を、ブルジョア民主主義革命におけるその農業・農民問題への対応の仕方を分析の手がかりとして検討を試みるとするのが本稿の目的である。ロシア近代史におけるブルジョアジーに関する研究は未だ充分とは言えない。カデ

ストルイピン改革期における国会と農民（大畑）

ットに関する研究も勿論その例にもれないが、これはソヴェト史学の中でカデットを「反革命的、自由主義的・君主主義ブルジョアジーの政党」<sup>1)</sup>とする規定が、研究の発展を阻止しているのかも知れない。

ロシア・ブルジョアジーに関する検討はカデットにのみ終始してはならない。オクチャブリストに関する研究も重要であるが、これは他日を期したい。また本稿ではカデットに関してさえも包括的に取扱うことは不可能であり、さしあたりストルイピン改革期にカデットが如何なる農業政策を打出したか、その変化の動因はなにか、という問題観から大衆運動、とくに農民運動とカデットの関連を検討し、帝国主義時代のブルジョア民主主義革命におけるロシア・ブルジョアジーの特質の問題にアプローチを試みたい。

ロシア・ブルジョアジーの歴史的特質の一つとしてその階級形成の時期がおそく、先進資本主義諸国と比較しては勿論、ドイツや日本など後進資本主義諸国に比較しても遅れているという事実がある。またこの事はブルジョアジーの階級形成のきわめて重要な指標であるブルジョア政党建成の時期が、ロシアではおくれたのみならず、プロレタリアートの階級政党建成よりも後になったという事の中に表現される<sup>2)</sup>。ロシアではカデット党が創設されたのは、「血の日曜日」事件にはじまるブルジョア民主主義革命の最高潮期たる一九〇五年一〇月の第一回（創立）大会であった。しかしモスクワで行なわれたこの大会は綱領と規約を採択したものの、綱領が更に精確なものにされ、中央委員会が常置されるのは、一九〇六年一月のペテルブルクにおける第二回党大会を待たねばならなかったから、この時点においてカデット党はようやく確立されたとも言える。これに反して、周知のようにプロレタリアートの階級政党建成は、一八九八年三月のミンスクにおけるロシア社会民主労働党第一回大会にまで遡るのは無理としても、少なくとも一九〇三年七月より八月にかけてのブリュッセル、ロンドンでの社会民主労働党第二回大会においてはみられたのである。このようなブルジョアジーの階級政党建成の時期における特質は、勿論ブルジョア政党としてのカデットの体質に、更にはロシア・ブルジョアジーの歴史的特質と深く関連するものである。本稿で特に注目する農業・農民問題との関連においてカデット党結成にいたる歴史

的状况をふりかえってみよう。

ロシアにおけるブルジョアジーの階級形成が急速に進んだ二十世紀初頭は、世界経済恐慌の影響下に、一八九二年に蔵相就任以来急激な工業化政策をおしすすめていたヴィツテ *Сергей Юльевич Витте* (1849—1915) の一連の経済政策が決定的に破綻を示した時期であった<sup>3)</sup>。ヴィツテ経済体制の崩壊とその矛盾の顕在化は、例えば一九〇二年のポルタワ、ハリコフ、更にサラトフの諸県にみられた革命的な農民運動の展開に<sup>4)</sup>、また一九〇三年を一つのピークとする労働運動の激化にみられた<sup>5)</sup>。一九〇四年における日露戦争の開始も勿論このような国内的矛盾と深く関連するものであり、またこの時期にゼムストヴォを中心として展開された自由主義運動も然りである。

一九世紀六〇〜七〇年代の一連のブルジョアの改革によって、ロシアのブルジョアジーはその手中に増大する経済力を集中しつつあったが、一九〇五年にいたる迄政治的には全く無力であった。しかしこのようなブルジョアの改革の一環として、一八六四年のゼムストヴォ条例は、専制に対するブルジョア反対派の拠点としてのゼムストヴォをつくりだし、以後これがロシアにおける自由主義勢力の中心となった。

一八九〇年代中葉にはゼムストヴォを全国的に組織化しようという動きがモスクワに起った。一八九六年八月八日から十一日迄ニジニ・ノヴゴロドにおいて全ロシア博覧会を機に県ゼムストヴォ代表者一九人が集會し、すべての県のゼムストヴォ代表者の大会を定期的に開くこと、またシーポフ *Н. Н. Шипов* (1851—1920) を長とする五人のメンバーからなるビューローを創ることが決定した<sup>6)</sup>。更に二十世紀初頭モスクワには、その後のブルジョア反対派運動の確立にとり顕著な役割を演じた秘密サークル「談話会」*«Беседа»* が組織された。これには全ロシアから主要なゼムストヴォ活動家が集會し、年間二〜三回会合がもたれたが、このサークルのメンバーは五〇人に達していた<sup>7)</sup>。

この「談話会」のイニシャティヴによってゼムストヴォ活動家の大会が、一九〇二年五月にモスクワにおいて開催された。時あたかもこの年一月にヴィツテを議長に農村産業窮乏特別審議会が発足していたが、この大会は農村の窮乏の原因

および状態の解明にゼムストヴォ機関がはずされるのは全く不当であるとの認識から、審議会には県ゼムストヴォより選出された者が招待されるべきであるとの希望を表明した。また大会は、農民の他身分との人格的平等、農民を行政的後見から解放すること等七項目に関してゼムストヴォ活動家がそれぞれの地方で努力することを勧告した。<sup>(8)</sup>ここに農民問題が真正面からリベラルの運動の中でとり上げられ位置づけられたのを見ることが出来る。リベラル達はどのような観点から農業・農民問題と取組んだであろうか。

一九〇二年六月一八日、シュトゥットガルトでストルーヴェ Петр Бернгардович Струве (1870—1944) を主幹とする自由主義機関誌「解放」《Освобождение》の第一号が出された。「解放」にはすでに「専制との平和的な闘争の戦術」<sup>(9)</sup>「改革によって革命を予防すべし」との当局への呼びかけが印刷され、はやくもゼムストヴォを基盤とするロシア・リベリズムの基本的特徴が示されているが、この観点は農民問題に関しても、特に農民運動への対応において明確に示されるのである。とりわけリベラルの主要関心は農民運動をその思想的影響下に置き、それをリベラルに従属せしめて、農民運動の平和的展開のコースを示すことであつたと考えられる。<sup>(10)</sup>

一九〇三年はゼムストヴォを基盤とするロシア・リベリズムの運動が組織化した年である。つまり六月にはスイスのシャフハウゼンにおいて機関誌「解放」をつくり、補助金をだしているゼムストヴォ・グループのメンバー一七名の協議会が開かれたが、これは翌年一月のペテルブルクでの設立大会によって結成された「解放同盟」《Союз освобождения》の事実上の発足である。またこれと並んで一月にモスクワでは「ゼムストヴォ・立憲派」《Земцев-конституционный-группа》グループが組織された事も重要である。この新組織はとりわけその課題を憲法下賜にかんする請願準備に置いていた。<sup>(11)</sup>

一九〇四年一月三日から五日にかけてペテルブルクで「解放同盟」の設立大会が非合法に開催され、二十二都市から五十人の代議員が出席した。大会では同盟の最高機関である評議会が選出されたが、これは農民改革の記念日たる二月一九

日をもって、祝宴を全ロシアで行なうことからその活動を開始することを決定している。この大会のめざすものは立憲制の導入であり、これによって一九世紀六〇〜七〇年代の一連の改革を完成させることを目標としていた。<sup>11)</sup>

このようにゼムストヴォを基盤とする自由主義運動の成長の中で、一九〇四年頭初における日露戦争の開始、七月における内相ブレーヴェの暗殺によるツァリーズムの強圧路線の行き詰り、新内相スヴァトポルク・ミルスキー Петр Данилович Святловк-Мирский (1857—1914) の登場によるその有和政策のもとでのリベラリズムの活発化、と事態は急速に進展していくが、<sup>12)</sup>ここではこれら運動の中での農業・農民問題のみに注目しよう。

まず一九〇五年三月にモスクワで開かれた「解放同盟」第三回大会で採択された綱領の中に農業問題が次のように定式化された事は重要である。「官有地、皇族領地、御料地などによって土地の少ない農民に対して土地分与を行なう、しかるにこれらの土地の無いところでは現在の所有者に対する補償を行なって私有地をもってこれを行なうこと」既にこの時点で開始されていた農民運動の新たな展開が、「解放同盟」をしてこのような認識にいたらせたのである。<sup>13)</sup>

また同年四月に「ゼムストヴォ・立憲派」の特別農業大会が開かれているが、そこでのピョートル・ドルゴルコフ Петр Довгоров の「大土地所有の観点からみた農業問題」というレポートは注目に値する。彼は農民の最大関心事は土地問題であり、来るべき立法機関は農民所有地面積の拡大の問題をとりあげねばならぬとし、「この改革は強制的変革なしに、徐々に、農民の手中への土地の平和的移行のもとで遂行されることのみが望ましい。農業問題の解決のために、国家土地フォンドの利用の他に、地主地の一部をも買戻さねばならぬ。買戻しが公正な価格で行なわれることが望ましい」との主旨のレポートは参加者の同意をえて、決議文として通過した。<sup>14)</sup>

この「解放同盟」と「ゼムストヴォ・立憲派」の両組織の活動が先行し、それらが核となつて一九〇六年一月にカデツト党が最終的に結成され、またその農業綱領が同主旨であり、特に私有地に関しては、「私有地の（必要とされる規模での）部分的収用を『公正なる』（市場でない）価格でもって行なう」ことを予定しており、<sup>15)</sup>これらの点が次章以下の内

答との関連において注目される。

〔註〕

(1) E. M. Жуклов (Главный редактор). Советская историческая энциклопедия, т. 7, стр. 829.

(2) 西島有厚, 一九〇五年革命論, 江口朴郎編「ロシア革命の研究」(昭四三) 一一六頁。

(3) 詳細は次の文献を参照されたい。

和田春樹, エス・ユ・ウィッテ——帝國主義成立前夜のツァーリスムの經濟政策——「歴史学研究」二五三号。同, 近代ロシア社会の發展構造——一八九〇年代のロシア——「社会科学研究」第一七卷二号、三号。中山弘正, 帝國主義段階のロシア資本主義——一八九〇年代と一九〇〇年恐慌——「經濟志林」第三四卷四号。同, (一)——戦争と革命と不況 一九〇三—一九〇八年——「經濟志林」第三五卷一号。

(4) См. Л. И. Емельяк. Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской губерниях в 1902г. «Исторические записки» т. 38.

См. В. М. Гохлернер. Крестьянское движение в Саратовской губернии в годы первой русской революции. «Исторические записки» т. 52.

(5) Н. А. Иванова. Некоторые вопросы развития стачечной борьбы в России в 1895—1914гг., в кн. «Рабочий класс и рабочее движение в России, 1831—1917», 1966, стр. 218—219.

(6) E. Д. Черменский. Буржуазия и царизм в первой русской революции, 1970, стр. 17—18.

(7) Там же, стр. 18.

(8) Там же, стр. 22—23.

(9) Там же, стр. 29.

(10) Там же, стр. 30—31.

(11) Там же, стр. 32.

(12) 和田春樹・和田あき子, 血の日曜日——ロシア革命の発端——(昭四五), 中村義知, ロシア帝國義会史(昭四一)を参照されたい。

(13) E. Д. Черменский. Указ. стр. 62.

(14) Там же, стр. 65.

(15) Е. М. Жуков (Главный редактор). Советская историческая энциклопедия, т. 7, стр. 831.

## 二、第三国会にいたるカデットの農業政策

### (一) 第一国会におけるカデット

「一〇月宣言」により方向づけられ、「二月一日の選挙法」<sup>1)</sup>によって選出された第一国会 I Государственная дума ではカデットは総議員四八七名中の三六%にあたる一七六名の議員を有する第一党の地位を占めることができた。<sup>2)</sup> 一九〇六年四月二七日、憲兵と軍隊に守られて開会された第一国会では、早くも五月八日から農業土地問題の審議が開始され、カデットはその農業綱領をもとに、その土地改革構想を「四二人の議案」<sup>3)</sup>〈Проект 42-x〉としてこの国会に提案した。<sup>4)</sup> これは第一次ロシア革命が最高潮であった一九〇五年に首相ヴィッテのもとで農相をつとめたクートレル Николай Николаевич Кутлер (1859—1924) が作成した<sup>5)</sup> わゆる「強制収用」法案 проект закона «принудительного отчуждения» が基本的継承されたものであった。一九〇五年秋から冬をピークとする農民運動の最高潮にあつては、地主階級が農民革命によってその所有地のすべてを失うよりも、その一部を有償で譲渡した方がよいとの考え方が保守的人物の間にも生じてきた。例えば宮廷司令官 дворянский комендант Г. Ф. Тренов や海軍将官 адмирал Э. В. Дубасов と<sup>6)</sup> いった人物々々もこのような考えをもち<sup>7)</sup> した。ヴィッテもこの案の考え方には賛成であつたと思われるが、その実現のための条件は備っていないと見て強行は避けたのである。<sup>8)</sup> 十二月モスクワ武装蜂起を機に後退しつつあつた革命の中で、ツァーリズムは徐々に自信を回復しつつあり、クートレル案はニコライ二世 Николай II の拒否される<sup>9)</sup> ところとなり、一九〇六年一月一〇日に廃棄となつたのである。クートレルは解職され、その後かれはカデットに入党し、党の指導的人物の一人として主として農業問題を担当した。<sup>10)</sup>



このような経過をたどったクートレル案をその基盤にふまえた「四二人の議案」はどのような内容のものであったらうか。およその骨子を次の四点にまとめることができよう。

(1) 「自分の労働で土地を耕す、土地なき農民、および土地の少なき農民、およびその他の農民の土地利用面積を：増加させる」それは「国有地、皇族領地、官有地、教会領地によって、ならびに必要規模の私有地を、現所有者に正当な価格を支払って、：国家の負担により強制収用せしめることにより」（：は引用者による）それを行なう。つまり買取りによる私有地の一部「強制収用」を行なうというものである。

(2) 「収用地は国家の土地予備に入れられる。この予備地を土地不足農民に配布するための原則は、ロシアの諸地方の土地所有と土地利用の特殊性に依りて規定されねばならない。」これは明らかに農民大衆の要求の、「土地国有化」の要求の反響ともみられる。

(3) 「各地方（県、州、郡またはその一部）に基準的な土地保証規模が定められねばならぬ。そしてこの規模まで、予備地や自発的移住を考慮に入れて、農民への土地の割当がなされねばならぬ。」

(4) 「一九〇六年一月一日以前に通常負債のためにまた雇役のために貸与されていたいっさいの土地、ならびに主として農民の農具により耕作される土地および放置されてあるが毎年雇役を予定している土地は無制限に収用される。」<sup>10)</sup>

これは例えばトルドヴィキ「Дуровики」などが農民的利害に立って提出した農業・土地法案などとは原理的に異なる地主的利害に立脚した農業・土地問題の解決をめざしたものであった。「強制収用」とは言えそれは地主所有地の一部の有償での買取りにすぎず、農民運動のめざしていたものとは明らかに相違していた。とは言え、地主側から出された法案としては当時あつては漸新で、画期的な内容のものであつた事もまた事実であらう。

(二) 第二国会におけるカデット

第二国会ではカデット勢力は、総議員数の三一・八%を占める一五六名に減少した。<sup>11)</sup> これはポリシェヴィキ Bonnie-

Викт. Н. С. С. Х. Л. З. С. P. 等など左翼諸党がこの選挙をポイコットしなかったことにもよる。第二国会は第一国会に比べて上層部の右翼化、下層部の左翼化、つまり政治的両極の対立の激化により特徴づけられた。<sup>12)</sup>

この国会におけるカデットの農業政策はどのように変化したであろうか。一九〇七年二月に開会された第二国会では、四月一九日より五月一六日まで農業問題の審議がおこなわれカデットはその農業法案「農民に対する土地保証法要綱草案」<sup>13)</sup>《Проект главных оснований закона о земельном обеспечении земледельческого населения》を提出した。<sup>14)</sup>これは次の諸点において第一国会に提出された「四二人の議案」に比べて著しい変化がみられるものであった。

(1) 「国家の土地予備」という第一国会のときカデットが有した構想は消えた。<sup>15)</sup>この点はカデットが土地国有化の理念を全く拒否した意味でも重要であろう。農民への土地分与についても、農民にとっていくらの土地量が必要かという観点から、各地方には「自由な」土地はいくらあるかという観点に変わった。

(2) 「強制収用」される土地の適用除外例が著しく拡大された。「四二人の議案」では「有害な土地交錯の廃止に収用が必要な場合をのぞき、宅地、庭園、菜園（賃貸されたものをのぞく）、造林地、ぶどう園、ホップ畑、養樹園等の土地」「工場あるいは農業施設のある土地、すなわち、それらにとって技術的に必要で、建築物、倉庫、施設に付随する土地」は収用されないものとされていたにすぎないが、<sup>16)</sup>第二国会の農業法案では「周辺の農民の高い収益性をもつ地主経営あるいは機械的工場の性格をもつ経営」をも適用除外範囲にふくめ、賃貸地または農民所有農具によって耕作される地主所有地でさえ、いろいろな複雑な留保をつけて「強制収用」の適用除外範囲に含めようとした。<sup>17)</sup>

(3) 最後に最も重要な点の一つとして、土地改革を実施する地方農業委員会の性格の問題、とりわけその構成の問題についてカデットの地主的利害が第二国会であからさまになった。トルドヴィキが地方農業委員会の委員は、普通・直接・平等・秘密投票によって選出されるものとしたのに対し、カデットは地主と農民のそれぞれ同数の代表から成りたち、政府の代理人を議長とする地方農業委員会の構成を考えた。この委員会は収用をうける土地を決定し、更に「公正なる評

「価値」《справедливая оценка》を決定するものであっただけに重要であった。<sup>(17)</sup>つまりこの委員会の性格いかんによってはそれは第二の「農奴解放」となりうるものであり、カデットは地主的利害からそれを志向したと考えられる。<sup>(18)</sup>このようなカデットの農業法案が農民議員の側からの強い抵抗をうけねばならなかったのも当然であった。<sup>(19)</sup>

(三) 第三国会におけるカデット

ストルイピン・クーデターと称される「六月三日体制」《третьинионская система》の成立は第三国会 III Государственной думы におけるカデットの置かれた立場を、それ以前の両国会の場合と著るしく異なるものにした。<sup>(20)</sup>地主と大ブルジョアジーに有利に、労働者、農民、小ブルジョアジーに不利になるよう作られたストルイピンによる新選挙法<sup>(21)</sup>によって第三国会の党派構成はそれ以前の両国会と著るしく異なり地主的な「黒百人組」《Черносотенцы》的国会となったのである。<sup>(22)</sup>カデットは五三名の議員を擁するにすぎぬ小政党に転落を余儀なくされた。<sup>(23)</sup>第三国会は一九〇七年一月一日に開会された。

この第三国会においてもカデットは「強制収用」を主張し、ストルイピン路線に反対の意向を表明した。国会の農業委員会における討論にはカデットはシンガリョフ A. И. Шингарев (1869—1918) とペレンフスキー Березовский を送り、「十一月九日の法令」に反対の意志表示をした。またこのカデットの立ちはカデットの定期刊行物「ルースカヤ・ムイシリ」《Русская мысль》「レーチ」《Речь》などにも表明されたのであった。<sup>(24)</sup>しかしカデットの「強制収用」の理念と反政府の立場は、第一国会のそれに比して著るしく後退しつゝあった。シリョーフ Павел Николаевич Михайлов (1859—1943) やシンガリョフなどカデット指導部は、すでに「強制収用」農業綱領が崩壊したとの認識をもち、新たなカデットの農業綱領を模索していた。カデット党内においては、クートレルを議長とする特別農業委員会がこの課題に没頭したが、有効なものとは得がたかった。やがて農民のオブシチナ（共同体）община よりの離脱を主たる内容とするカデット案ができた。もっともこれは国会の農業委員会に提案されても、否決されることが予想されていた。しかしそれはもはや「四二

人の議案」とは著るしく異なり、むしろ「十一月九日の法令」と原理的には符号し、それに対する修正とも考えられる内容であった。<sup>25</sup> その要旨は次の三点である。

- (1) 個人的土地所有と並らんで、家族の土地所有をも保持する。
- (2) 二四年間およびそれ以上割替のなかつたオブシチナに、最後の割替を許可する。
- (3) オブシチナに対して土地分与を行なう権利および等価値の貨幣補償を行なう権利を与える。それは直ちにではなく、ゼムスキー・ナチャリニク（農民司政長） земский начальник の批准により三年の期間で、このことを要求する経営主に対して行なうものである。<sup>26</sup>

つまりこの時期のカデットはもはやストルイピン農業法に反対ではなく、むしろ「十一月九日の法令」を修正しようと努力していたようである。例えばオブシチナの破壊についても、第二国会までのこれに対する否定的見解に代わり、農民がオブシチナを離脱するのは正当な権利であるとするとストルーヴェ、イズゴエフ、A. C. Ирановらの主張が通るようになった。ただストルイピン路線に「反対」なのは、ストルイピンが「乱暴でアジア的な形態」でオブシチナ破壊を行なわんとしている点に対してであつて、カデットの漸進主義が主張されるのである。カデットは「離脱がオブシチナの強制的破壊にならぬように万端の準備をせねばならぬ」との観点から、経営者がオブシチナを離脱したいという希望を表明した際、オブシチナには三年間これへの返答を保留する権利が生じ、三年を経過すれば裁判手続をとりうることになるのである。<sup>27</sup> 結局カデットはオブシチナ破壊の危険な「実験」に反対であり、このことによる農民の大量のプロレタリア化と、それによって惹起される農村における階級闘争を恐れたのである。この点ストルイピン勅令を激しく批判したヴィッテの立場と共通するものがあつた。<sup>28</sup>

#### (四) カデット農業政策の変化に関する諸見解

これまで検討してきたように第一国会から第三国会にいたるカデットの農業政策には、かなり著るしい変化がみられ

た。そしてこれはカデットを除く反政府の立場にあった各政党・グループのかかげた農業綱領や国会に提出された農業法案が、第一国会から第三国会にいたる時期に、多少のニュアンスの違いはあったが、その基調において一貫していたのと対照的であった。すなわち、トルドヴィキを中心とする農民議員グループは、「一〇四人の法案」《Проект 104-X》に象徴される徹底した農民民主主義の革命的態度を一貫させたし、またエスエルは「土地社会化」《Социализация земли》の農業法案を、ボルシエヴィキは「土地国有化」《Национализация земли》の農業綱領を、メンシエヴィキ Меньшевники は「土地公有化」《Муниципализация земли》の農業綱領を有して、政府のストルイピンの農村改造に自らを対置させた事は周知の如くである。<sup>(29)</sup>

第一国会における「四二人の議案」以来その地主的利害においてカデットの農業政策は一貫していたとは言え、第二国会および第三国会においてその「強制収用」の農業綱領が実質をともなわぬ名目のものになってしまい、ストルイピン農業法に接近してしまつたのはなぜであろうか。

アヴレン A. H. Аврех は第三国会におけるカデットの農業政策に関して、「強制収用」の農業綱領が実質的に消滅しつゝあつた理由として、「……革命の経過と農民層の気分がそれを永久に葬り去つたからである」として<sup>(30)</sup>いるが、問題はこれ以上掘り下げられてはいない。第三国会に関するかれの研究が、この問題に対して間接的に答えているように私には思われるのである。それは要約すれば次のようである。

第三国会ではカデットは僅かに五三名の議員しかもたぬ小政党となり、国会内で政治的影響力をもちうるためにはオクチャプリストとの連合を余儀なくされた。それはカデットにとって、ツァーリズムのブルジョア君主制への転化という目標を放棄しない以上唯一の選択であつたとも言える。そしてこの連合のためにはカデットの政策をオクチャプリストにも受容せられるように変化させねばならなかつた。勿論このようなカデットのいわば体質変化は、きびしい党内闘争を必然化させた。ストルーヴェやイズゴエフなどいわゆる「道標」《Безы》派を中心とするカデット右派が、これと左派との間

に均衡を保っていた主流派ミリュコフ派をしいにその路線に引き入れ、左派を中央委員会から驅逐した。このようにして政策面でも、人事面でもカデットのオクチャブリストへの接近、オクチャブリスト・カデット連合の形成への条件が整えられていったのである。この際右派が主流派に迫った最大のものは、「強制収用」農業綱領の廃棄と農民運動との絶縁であった。<sup>34</sup>これは言うまでもなく、ストルイピン・ボナバルティズムの重要な一翼をなす国会におけるボナバルティズム成立の重要な一過程であった。<sup>35</sup>しかし勿論問題をこの面からのみ充分説明することはできない。それは国会におけるボナバルティズムの条件が未成熟であった第二国会において、早くもカデットの「強制収用」農業法案は著るしく後退しはじめた事実からも明らかであろう。

問題を農民運動とカデットとの関係の側面からも検討してみたい。ワシレフスキー E. I. Ваши́ревский は第二国会におけるカデットの農業政策について次のように言っている。「……革命の波が下降するにつれ、反動が一時的勝利をおさめるにつれ、ストルイピン農業改革に対するカデットの『反対』も色あせはじめた。カデットはますます公然と『強制収用』の立場をあげわたり、ロシア農業制度更新のストルイピン・プランと妥協した。」<sup>36</sup>類似の見解はドゥブプロフスキー C. M. Дубровский も示している。<sup>37</sup>つまり農民運動を含めた大衆運動の沈滞がカデット農業政策変化の動因であるとみるものであろう。これを逆に考えれば農民運動の高揚はカデットに反政府的立場を強めさせ、ストルイピン体制に対し一線を画させるという事にもなる。大衆運動を利用してツァーリズムにブルジョアの改革を迫らんとするカデットの体質を考慮するとき、これも理解しうる一面をもつ。しかしこの把握の仕方には普遍性はみとめられないのではないだろうか。例えば一九〇九年にレーニンは次のように言っている。「革命で大衆が大きく進出するやいなやはやくも反革命の道をとった、カデット党をいたたく自由主義ブルジョアジーは、さらにいっそうオクチャブリストに接近して、この道を歩みつけ、事実上絶対主義と農奴主に奉仕している。」<sup>38</sup>これは第三国会の時期の、一九一〇年前後の新たな大衆運動の高揚とカデットとの関係についてのべたものであるが、ワシレフスキーの言葉の逆である。しかも一面では大衆運動の高揚が革命に転

化することを恐れるカデットの体質を考慮するとき、これも理解できない事ではない。それではこのようなカデットと大衆運動との関係についての観点の相違はどのように整合させるべきであろうか。本稿では大衆運動の高揚とカデットとの関係を、ともすれば大衆運動の量的次元で理解せんとする観点から離れて考えてみたい。

〔註〕

(1) 「十月宣言」の正式名称は「国家秩序改善についての皇帝宣言」である。「二月一日の選挙法」改正令とともに、史料は次の中に集録されている。

《Об усовершенствовании государственного порядка. Высочайший манифест от 17 октября 1905г.》Ф. И. Калининчев (сост.) Государственная дума в России. Сборник документов и материалов, Москва, 1957, стр. 90.

《Об изменении положения о выборах в Государственную Думу. Указ от 11 декабря 1905г.》 Там же, стр. 94—102.

(2) 他の党、グループの議員数とその割合を示すと次のようである。社会民主党一八(三・七%)、トルドヴニキ一〇二(二二%)、ホーランド党国粋派三三(六・八%)、無党派民族自治派一四(二・八%)、民主改革党六(一・三%)、進歩党二二(二・五%)、平和更新連盟二六(五・三%)、無党派一〇〇(二〇・七%)

С. И. Сидельников. Образование и деятельность первой Государственной думы, Москва, 1962, стр. 196.

(3) 史料はここには次を参照された。

Предложения кадетов по аграрному вопросу. «Проект 42-x», Ф. И. Калининчев. Указ. стр. 168—171.

(4) С. Ю. Витте. Воспоминания, т. 3, 17 октября 1905—1911, Царствование Николая II, Москва, 1960, стр. 196, стр. 198.

(5) А. Я. Аврек. Аграрный вопрос в Думе, «Исторические записки» т. 62, стр. 28—29.

(6) С. Ю. Витте. Указ. стр. 200.

(7) Там же, стр. 202—204.

(8) А. Я. Аврек. Указ. стр. 30.

(9) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 16, стр. 244—245.

(10) Ф. И. Калининчев. Указ. стр. 168—170. (邦訳は中村義知 前掲書一四八頁参照)

(11) 他の政党・グループの議員数、割合は次の如くであった。黒百人組とオクチャプリスト九七(一九・八%)、進歩党三五(七・一%)、無所属二一(四・五%)、社会民主党・エスエル・エヌエス・トルドヴィキ一八〇(三六・八%) В. И. Ленин.

Полн. собр. соч. т. 15, стр. 40.

(12) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 15, стр. 19.

(13) Е. Г. Василевский. Идейная борьба вокруг столыпинской аграрной реформы, Москва, 1960, стр. 108.

(14) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 16, стр. 220.

(15) Ф. И. Калининчев. Указ. стр. 170.

(16) Е. Г. Василевский. Указ. стр. 109—110. 中村義知 上掲書一八五—一八六頁。

(17) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 15, стр. 134. В. И. Ленин. Полн. собр. соч. т. 15, стр. 196.

(18) Е. Г. Василевский. Указ. стр. 112.

(19) Е. Д. Черменский. Указ. стр. 386—387.

(20) このストライピン・クーデターの遂行の陰の立役者は連合貴族評議会であったとされる。次の文献を参照されたい。

В. С. Дьякин. Русская буржуазия и царизм в годы первой мировой войны, 1914—1917, Ленинград, 1967, стр. 26.

(21) その名称および史料は次の通りである。

《Положение о выборах в Государственную Думу от 3 июня 1907 года》, Ф. И. Калининчев. Указ. стр. 357—394.

(22) 「黒百人組」とは一九〇五年に警察や君主主義的諸組織(「ロシア人民同盟」《Союз русского народа》「シハイル・アルハンゲル同盟」《Союз Михаила Архангела》)によって創られ、革命運動との闘争およびユダヤ人ボグロムの組織化を目的とした武装せる集団であった。

(23) カデット以外の政党、グループの議員数は次のようである。(一九〇八年現在)

右翼四九、国権派および右翼穏健派九五、オクチャプリスト一四八、進歩派二五、三つの非ロシア民族グループ二六、トルドヴ  
ストライピン改革期における国会と農民 (大畑)



イキ一四、社会民主党一九(合計四二九)。

В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 22, стр. 322.

(42) Е. Г. Васильевский. Указ. стр. 105—107.

(43) А. Я. Аврех. Аграрный вопрос в III Думе, 《Исторические записки》 т. 62, стр. 46—47.

(44) Там же, стр. 48.

(45) С. М. Дубровский. Столыпинская земельная реформа, Из истории сельского хозяйства России в начале XX века, Москва, 1963, стр. 151.

(46) См. С. Ю. Витте. Указ. стр. 206.

(47) 厳密に言えば、第一国会以前の時期にはなかったがボリシエヴィキの農業綱領にはかなり著しい変化があった事は周知の如くである。ここではこれについては触れなから、次の文献を参照せられた。

В. И. Ленин. Аграрная программа социал-демократии в первой русской революции 1905—1907 годов, В. И. Ленин. Полн. собр. соч. т. 16, стр. 193—413.

С. П. Трапезников. Аграрный вопрос и ленинские аграрные программы в трех русских революциях, т. 1, Москва, 1967, стр. 130—171.

П. Н. Першин. Аграрная революция в России, книга 1, Москва, 1966, стр. 263—270.

岡田進 ロシヤ革命における土地所有の展開「土地制度史学」第四〇号、一一二—一三三頁。

(48) Там же стр. 47.

(49) А. Я. Аврех. III Дума и начало кризиса третейоньской системы 1908—1909 гг. 《Исторические записки》 т. 53.

Его же, Третьионьская монархия и образование третейдумского помещичье-буржуазного блока, 《Вестник московского университета》 1956, №1.

(50) А. Я. Аврех. Третьионьская... стр. 52.

(51) 以下のちうなカデッター右派の人々による論集(一九〇九年)編集者はストルーヴェ。

Н. Бердяев, С. Булгаков, М. Гершензон, А. Изгоев, Б. Кистьяковский, С. Франк.

なお邦訳には次のものがある。フルガコフ、ストルーヴェ他 小西善次訳 道標 ロシアインテリゲンチヤ批判論集、現代思潮社。

(第一表) 1905—1907年の農民運動

(件数)

月	1905年	1906年	1907年
1	17	179	72
2	109	27	79
3	103	33	131
4	144	47	193
5	299	160	211
6	492	739	216
7	248	682	195
8	155	244	118
9	71	198	69
10	219	117	27
11	796	106	14
12	575	88	12
計	3228	2600	1337

C. M. Дубровский. Крестьянское движение в революции 1905—1907гг., Москва, 1956, стр. 42. より作成

- (34) А. Я. Арев. Ш Дума...стр. 85.
- (35) А. Я. Арев. Третьяковская...стр. 5—8.
- (36) Е. Г. Васильевский. Указ. стр. 116.
- (37) С. М. Дубровский. Указ. стр. 135.
- (38) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 17, стр. 326.

### 三、ストルイピン改革期の農民運動の特質

(一) ストルイピン改革期以前の農民運動（一九〇五年～一九〇六年）

ストルイピン改革期の農民運動の特質について検討するには、それに先行する第一次ロシア革命の約二年間の農民運動と比較することが有効であろう。第一次ロシア革命における農民運動の三つのピークは、一九〇五年夏から翌年夏までの約一年間に集中した。ドゥプロフスキーの資料から作成したものが（第一表）である。件数のみからみれば三つのピーク

は一九〇五年夏（五月～七月）、同年初から冬にかけての最大のピーク（一〇月～十二月）、一九〇六年夏（六月～八月）であった。

次にこれら農民運動の地域的分布をみると（第二表）のようである。中央黒土諸県をはじめ、ウクライナ諸県、中部ボルガ諸県、白ロシア諸県など地主的巨大土地所有と雇役制に特徴づけられる伝統的農業地域にやはりその大部分が集中したことを示している。

このストルイピン改革直前の農民運動の特質を最も

(第三表) 1905—1907年農民運動の  
対象

運動の方向	運動数	%
地主に対する運動	5404	75.4
聖職者との闘争	33	0.5
クラーク層との闘争	97	1.4
当局、警察、軍隊、衝	1941	14.5
その他	590	8.2
合計	7165	100.0

C. M. Дубровский. Крестьянское движение в революции 1905—1907гг., Москва, 1956, стр. 65.

の存在そのものに迫る、積極的、攻撃的な農民運動として理解すべきものを主体としてゐる。先にみたように当時の支配階級の中に深刻な動揺がみられたのはその理由による。

またこの時期の農民運動は、都市における労働運動の発展や革命政党による影響を直接、間接に受けた事も特徴である。当時の支配層が「農民騒擾」の原因として「革命家による煽動」を最重要視したことも、皮相的な観察であつたとは言へ理由のないことではない。

一九〇五年の夏以降の全ロシア的規模での農民運動の発展の中で、この農

(第二表) 地域別にみた 1905—1907年の  
農民運動

地 域	農民運動数	合計に 対する %
中央黒土	2196	30.6
右岸ウクライナ	985	13.7
左岸ウクライナ	850	11.8
ヴォルガ中流域	724	10.3
白ロシア	655	9.1
中央工業	482	6.7
ステップ・ウクライナ	468	6.5
ヴォルガ下流域	244	3.4
プリオゼル	235	3.3
プルトワ	168	2.3
プリアラ	104	1.5
北	54	0.8
合計	7165	100.0

C. M. Дубровский. Крестьянское движение в революции 1905—1907гг., Москва, 1956, стр. 60.

よく示すものは、農民運動がどの社会層に対して向けられたかを示す(第三表)と、その運動の形態を示す(第四表)であろう。(第三表)の示すように農民運動の全運動中の七五%以上という圧倒的多数が、地主に対する運動であつた事は、とりもなおさずこの時期の農民運動が、半封建的土地所有の廃棄をめざす農民的土地革命であつた事を示すものであらう。

(第四表)はこの地主に対する農民闘争の形態についての資料であるが、地主所領に対する破壊や放火など、また森林をはじめ牧場や採草地などの利益権確保のため

(第四表) 1905—1907年の対地主闘争の基本形態

運 動 形 態	運動数	%
所 領 破 壊	846	15.7
放 火	979	18.1
土地占拠および耕作	216	4.0
境界設定に際しての衝突	52	1.0
牧草地、牧場等の占拠	373	10.6
森林をめざす闘争および盗伐運動	809	15.0
借地と関連する衝突	211	3.9
食糧および飼料の占拠	316	5.8
農業労働者の運動	723	13.4
労働者や勤務員を仕事から引上げること	474	8.7
地主およびその代理人や勤務員との衝突	205	3.8
合 計	5404	100.0

C. M. Дубровский. Крестьянское движение в революции 1905—1907гг., Москва, 1956, стр. 67.

協会」のリベラル達であった。他支部でもリベラルか、またはこれを助けるメンシェヴィキ、エスエルであったとされる。このような形でその組織化への活動を開始した結果、同年七月三十一日より八月一日にかけて全ロシア農民同盟第一回(創立)大会が、モスクワに一〇〇人以上の農民代表出席のもとに開催されることになった。政党としてのカデットはまだ創立されていない段階ではあったがリベラルを中心としたブルジョア・インテリゲンツィアがこの活動を推進した。この段階ではリベラルと農民層の間に一種の「勢力の同盟」が成立しつつあったと言える。大会は農民代表の強い要求に

民運動を全国的に組織化しようという注目すべき動きがでてきた。ここで全ロシア農民同盟 Всероссийский крестьянский союз の設立とその活動に注目しよう。これは一九〇五年五月五日、モスクワ県の農民大会において全ロシア農民同盟を創設することが必要であるとの決定が採択されたことに端を発する。この大会の指導部はリベラル・ブルジョアのインテリゲンツィアによって握られていたが、この課題を実現するための特別組織局が選出されたのである。モスクワ Москва に続いてクールスク Курск、トウーラ Тура、サラトフ Саратов、シンジルスク Симбирск、カザン Казань、ウラジミール Владимир, ハリコフ Харьков, ボルタワ Полтава, ヘルソン Херсон, ミンスク Минск など諸県に農民同盟支部が組織されていた。このような社会層がこの農民同盟創設のイニシアティブをとったのであろうか。例えばモスクワ県の場合は、「モスクワ農業

よって土地国有化の主張を避けて通ることは不可能であったとはいへ、採用される戦術に関しては指導部はリベラル的な戦術決議を通過させることに成功した。つまり革命的闘争手段によるのではなくて、平和的・合法的なそれを選択するという決議である。しかしこのリベラルと農民層の蜜月時代は長くは続かなかつた。情勢の急速な進展がリベラルと農民層の間に本来的にあつた利害の対立を顕在化させた。農民運動が最大のピークにさしかかつた一九〇五年秋には、農民同盟支部は四二県につくられ、加盟者は一〇万人を越えた。それとともに農民同盟の下部組織は、その指導部の意図に反して、各地方で反地主闘争の性格を強く帯びる農民的土地革命を推進する主体へと転化しつつあつた。これは指導部にとり不安な事態であつた。一九〇五年一月六日から一〇日まで、やはりモスクワで全ロシア農民同盟第二回大会が開催されたのはこのような情勢下においてであつた。この大会では論議の中心は闘争手段に関して行なわれた。農民同盟指導部は、平和的方法で「土地と自由」が獲得できるといふ農民の「素朴な信仰」を利用してしようと試みた。しかし結局指導部は戦術に関する問題で敗北した。土地を人民に、直ちに移譲させるために、大会は次の決定をみた。「土地所有者のところ  
で土地を購入しない、借地をしない、いかなるその他の土地契約も地主とは結ばない。」「もし人民の要求が充たされぬ場合には、農民同盟は農業ゼネストにすがる。……ゼネストを組織するために同盟は都市労働者との交流に入る。」「農民同盟が迫害をうけるばあいは、大会は租税支払の拒否、新兵差出の拒否でもってこれに対処する。」かくて指導部にとつては、事態は全面的反乱へと、武装蜂起へと発展していく事に対する歯止めを失つた事は明らかとなつた。かくてすでに一九〇五年秋から冬にかけて、全ロシア農民同盟はそのリベラル指導部にとつて「危険な」方向に進みつつあり、それと共にリベラル達の農民運動への影響力は急速に失われつつあつたと見らねばならない。同盟支部の各地方組織は、農民運動の現実の発展方向に影響されるところがより大きく、リベラル指導部のいわば「統制外」にあつたとも言えよう。十二月モスクワ武装蜂起の敗北後、ツァーリ政府による農民同盟の組織破壊が行なわれた。全ロシア農民同盟は最終的にはこのようないわば「外的な」力でもって破壊されたのであつたが、すでに同盟指導部と下部同盟員大衆との間の戦術などに

関する諸問題での基本的相違が、組織を内部崩壊させつつあったのである。

かくて政党としてカデットがようやく創立された頃、党がそれに依拠していたリベラルブルジョアのインテリゲンツィアはすでに農民運動のヘゲモニーを失いつつあった。しかしこの事はかれらが農民層の中にその存立の基盤を全く失ったという事ではない。全ロシア農民同盟が組織していた農民の割合はまだ必ずしも大きなものではなかった。それに第一次ロシア革命のさなかにおいても、農民層の意識の中にはツァーリに対する幻想は根強いものがあつた。「一〇月宣言」によって創設される事が日程にのぼった「立法」国会が大衆の中で立憲的幻想を支えた。農民層の中では殊にそうであつた。カデットは農民運動のヘゲモニーを殆んど失いかけていたが、正に農民のこの立憲的幻想に賭けることができた。

一九〇六年早々に予定されていた第一国会選挙はカデットにとり好機であつた。カデットは農民の広汎な支持を受けるであらうと確信しており、ストルーヴェは一九〇六年のはじめに「国会内の農民はカデットになるであらう」とまで大胆な確信を述べた。カデットの選挙運動の具体的な展開過程は史料が利用できる状態になく、明らかではないが、すでにのべた「強制収用」の農業綱領は一九〇五年一〇月一二日からの第一回カデット党大会と翌年一月五日からの第二回党大会でその骨子が完成されたものである点、第一国会選挙との関連を考える上で重要であらう。

(二) ストルイビン改革期の農民運動（一九〇七年～一九一四年）

一九〇五年および一九〇六年の農民運動に比較して、ストルイビン改革の実施期の農民運動にはどのような特質がみられるであらうか。やはりドゥプロフスキーの研究に依拠するとすれば、まず運動の量的な面では（第五表）が示される。これは（第一表）と比較しうるようにドゥプロフスキーによって作成されたもので、放火件数は除外された統計である。一九〇七年は六月迄は第一次ロシア革命の期間であり、その後も革命の影響が大きく厳密にはまだストルイビン改革期とは言えない。一九〇九年より農民運動が新たな高揚期に入り、一九一〇年にはそれはこの時期の最高のピークに達する。一九一一年は飢饉の年であり、前年の高水準が維持される。一九一二年以後は農民運動は減少する。

(第五表) 1907—1916年の農民運動

年	件数	年	件数	年	件数
1907	1337	1911	507	1915	96
1908	855	1912	307	1916	263
1909	819	1913	128		
1910	928	1914	178		

С. М. Дубровский. Столыпинская земельная реформа, Москва, 1963, стр. 518. より作成

(第六表) 農村における革命的運動数と土地私有を確定した経営数

年	農村における革命的運動数	土地私有を確定した経営数
1907	2477	48271
1908	2007	508344
1909	2420	579409
1910	6261	342245
1911	4522	145567
1912	1791	122314
1913	646	134554
1914	178	97877
1915	96	29851
計	20398	2008432

С. М. Дубровский. Столыпинская земельная реформа, Москва, 1963, стр. 532.

え言えるのである。次に示す(第六表)がこれである。一九一〇年および一九一一年をピークとして運動が分布しているがその大部分は放火なのである。例えば一九一〇年の農民運動総数のうち約八三パーセントにあたる五一八四件は地主に對する、あるいはフートル農民に對する放火が占めている<sup>18)</sup>。これはストルイピン改革期が反革命が勝利した厳しい反動期であり、農民運動の形態も一九〇五年に見られた例えば地主所領の破壊や地主地の占拠のように農民運動にとっては支拂うべき代価が大きい公然たる形態はとらず、それとは逆の放火という形態に移行したものである<sup>19)</sup>。したがってこの時期の

ストルイピン改革期の農民運動の特質は、一九〇五年および一九〇六年の時期と比較した場合、おおよそ次の二点にまとめられる。(1)(第五表)を(第一表)と比較するとこの時期の農民運動は一九一〇年をピークとして高揚期を迎えるも、一般的には下降期、停滞期であったと言える。しかしこれは一つの留保付きでのみそう言えるのであって、例えばこの時期に最も特徴的な放火形態による農民運動を考慮した場合、それは一九〇五年および一九〇六年とは異なった農民運動の新しい段階とさ

(第七表) 1907—1913年におけるクラーク財産への放火

年	黒土地帯	非黒土地帯	ヨーロッパ ・ロシア	アジア ・ロシア	全ロシア
1907	130	11	141	32	173
1908	36	59	95	11	106
1909	30	438	513	4	517
1910	2993	1384	4337	—	4377
1911	476	957	1433	3	1436
1912	65	144	209	2	211
1913	3	5	8	—	8
計	3733	3043	6778	52	6828

C. M. Дубровский. Столыпинская земельная реформа, Москва, 1963, стр. 551.

農民運動は一九〇五年のような積極的、攻撃型のものとは考えられない。

(2) 一九〇五年と一九〇六年の農民運動は(第三表)も示すように対地主闘争を主とする比較的単純な構造を有していた。しかしストルイピン改革期にはその形態は種々であるが、ストルイピンの農村改造の政策的強行に抵抗する農民運動がこれに加わる。それはオブシチナの破壊の強行に際して、例えばオブシチナ離脱者に対するオブシチナ残留者の闘争、フートル *хутор* オトルブ *отруб* 創設にとまなう耕地整理作業に対する妨害、訴訟、それらの葛藤の極点にまで達した形態として警察や軍隊との衝突などがある。(第六表)では農民運動の年次別

分布とストルイピン改革の成果を示すフートル、オトルブ農の創設が示されている。<sup>20</sup> ドゥブロフスキーもオブシチナの破壊が直ちにその時点における農民運動の高揚に結びつものではないことを認めてはいるが、オブシチナの破壊とフートル、オトルブ創設が政策的に強行された一九〇八年と一九〇九年の翌年からストルイピン改革期の農民運動の最大のピークがあらわれている事は注目すべきである。次の(第七表)はやはりこの点について物語るクラーク財産への放火件数を示すものである。やはり一九一〇年を中心にしてクラークに対する放火が著るしくみられるのは、ストルイピン改革によってフートルやオトルブに移らんとする農民(主としてクラーク)に対するオブシチナ農民の報復、威嚇であると解釈できよう。したがってこれは農村ブルジョアジーに対する農村プロレタリアートの階級的対立にもとづく農民運動の一形態とみなすよりは、むしろストルイピンの農村改造の政策的強行に抵抗する防衛的な農民運動、抵抗運動の一形態と考うべきであろう。<sup>21</sup>



かくてストルイピン改革期の農民運動は、一九〇五年および一九〇六年におけるそれに比較して量的に増加したのか、あるいは減少したのかという問題よりも、そのいわば構造的特質において相違しつつあったと言えよう。ストルイピン改革期においてもドゥブプロフスキーが示しているように、量的には減少したとは言え、対地主闘争の占める比重は依然として重<sup>23</sup>い。またワシレフスキーの主張するように農村ブルジョアジーに対する闘争も新たな意義をもってきたが<sup>24</sup>、この時期の農民運動はレーニンの言う「二つの異なる別種の社会戦争<sup>25</sup>」が別個に展開されたと考えるよりも、それらが複雑に絡みあいつつ、全体として半封建的土地所有の保持をめざすストルイピン体制に抵抗する運動へと向かう傾向を帯びていたと考えることができよう<sup>26</sup>。

### (三) 農民の政治意識における変化

前節までの考察で明らかになったように、ストルイピン改革期の農民運動の構造は、第一ロシア革命期のそれに比して一定の変化がみられた。リベラル・ブルジョア・インテリゲンツィアが全ロシア農民同盟を通じて、農民運動のヘゲモニーを握らんとした一九〇五年の夏より秋にかけての情勢に比較すればそれはかなり著しい変化であるとも言えよう。このような農民運動における変化をもたらした最大のものにはストルイピン改革の実施であった事は言うまでもない。ストルイピン改革期の農民運動は、ストルイピン時代の政治過程、改革によって惹起された農村の社会・経済的变化に照応して展開されたのである。問題は多岐にわたるが、ここではこれらと密接な関連において徐々に進行した農民の政治意識の変化について検討してみよう。

第一次ロシア革命期よりストルイピン改革期にいたる農民運動における変化には、農民の政治意識における変化が看過できぬ一要因として作用していると思われる。そして農民の政治意識の変化に规定的な影響を与えたものは農業・土地問題を中心にして推移した第三国会にいたる国会それ自体であった。とりわけ国会で農業問題が専ら地主的利害において処理されたことに対する農民の不満であった。

「十月宣言」によってそのプランが示された新たに召集されるべき「立法」国会は、その選挙法が示すように、ツァリ  
イズムの農民の保守性に対する期待がその根底にあった。<sup>27</sup> それは民衆運動が要求していた普通・平等・直接・秘密選挙か  
らは程遠い内容のものであったが、それでも第一国会には農民議員であるトルドヴィキは総数の二一パーセントにあたる  
一〇二名を擁し、カデットにつぐ第二党の地位を占めたのであった。<sup>28</sup> また同じ選挙法で選挙が行なわれた第二国会は、こ  
れをポイコットしなかった社会民主党、エスエルなどを含めて農民の利害を代表するグループは総数の三六・八パーセン  
トにあたる一八〇名に達しカデット勢力を上まわった。<sup>29</sup> このような国会に農民は土地問題解決の期待をかけたのであり、  
その意味で、この時期は「カデットの時期であり、立憲的幻想の時期であった。」<sup>30</sup> しかし農民の国会に寄せた期待は早くも  
一九〇六年の第一国会において破れるのである。五月八日より国会では土地問題の審議がはじまり、第二国会とともにこ  
れら両国会は殆んど農業問題に終始したのであるが、それだけに急進的、反政府的な国会であった。先にのべたカデット  
の「四二人の議案」やトルドヴィキの「一〇四人の法案」が提出された。政府はこの事態を憂慮し、五月一三日に首相ゴ  
レムイキン Иван Логинович Горемыкин (1839—1917) は「土地強制収用を容認せず」と声明した。<sup>31</sup> しかし国会は九九九  
からなる農業問題委員会を六月六日に発足させ、農業問題に本格的に取組む姿勢を示し、また六月八日にはエスエル党系  
の農業法案も提出された。<sup>32</sup> このような状況に対し政府は再び六月二〇日に土地の強制収用に反対する声明を出した。<sup>33</sup> 政府  
は遂に反政府的なこの国会を解散することに決定し、七月九日勅命によってこれを行なった。<sup>34</sup> このように革命が後退して  
いく中で、国会を通じて農業問題が農民の利害を満足させる形で解決される可能性は一まず挫折したのであって、農民の  
立憲的幻想に賭けていたカデットにとってこれは憂慮すべき事態であったと言えよう。第二国会の召集される前にストル  
イピン改革の中心となる「一九〇六年一月九日の勅令」<sup>35</sup> が出され、国会の動向とは別個に地主的利害にもとづく農村改造  
がはじまるのであるが、それはすでに同年五月に地主階級の事実上の政党として活動を開始した連合貴族評議会 Совет  
объединенного дворянства の決定の線に沿うものであった。<sup>36</sup>

したがって一九〇七年二月二〇日に開会された第二国会は、その選挙結果自体が農民の立憲的幻想の消滅の過程を示すものであった。先にのべた「左翼諸政党」の進出とカデットの地位および議席の減少はこれを示す。この国会でも農業・土地問題が中心的位置を占めるが、黒百人組やオクチャプリストはストルイビン改革路線に同調し、例えばボブリンスキ  
— Алексей Александрович Бобринский (1852—1927) はこの立場を代弁した。<sup>(38)</sup>しかしカデットはすでにのべた農業法案「農民に対する土地保証法要綱草案」を、さらにトルドヴィキはストルイビン農業立法の廃止をめざし、対案として「土地法基本条例」を提案した。<sup>(39)</sup>かくて国会農業委員会付属特別小委員会は、ストルイビン農業法の立法化に反対し、「即時審議して否決する」よう国会に提案した。<sup>(40)</sup>勿論これは実現をみるに至らず、政府もこのような「左翼的」国会においてはストルイビン改革に関する勅令の国会における承認を得られる見通しはたたず、六月三日の「ストルイビン・クーデター」と称される、第二国会の解散強行と新選挙法の公布となった。<sup>(41)</sup>この選挙法によって第三国会の選挙が行なわれ、それは一九〇七年一月一日から開会された。この国会の議員構成では、カデットおよび反政府諸勢力の激減が特徴的であるが、これは選挙法の変更によるところが大であったと考えるべきであろう。この国会でも農民議員が、実質的には土地国有化を要求する「四二人の法案」《Законопроект 42-й》を提出したが、<sup>(42)</sup>葬られてしまった。十一月一六日、首相ストルイビン Петр Аркадьевич Столыпин (1862—1911) は政府の宣言をもって国会にあらわれ、「極左諸党によってつくりだされた破壊的運動」を弾圧する必要性を宣言し、国会の政府への助力を、またストルイビン農業法の承認を希望するとの意を明らかにした。<sup>(43)</sup>一九〇九年二月一三日、第三国会の議員三〇七名がニコライ二世に引見された。「国会はすみやかに新土地法を採択しなければならぬ、強制収用にかんするどんな考えも、このばあい排除されなければならない」と皇帝は表明した。「ツァーリの言葉は、農民をしょげさせた」と「フランクフルト新聞」の通信員は報道している。<sup>(44)</sup>「一月九日の勅令」の審議は一九〇八年一月一五日から、一九〇九年六月六日まで行なわれたが、その承認がなされてのち国家評議会 Государственный совет で採択され、皇帝の批准をうけて「一九一〇年六月一四日の法律」《Закон 14 июня

1910年」として補訂されたのである。<sup>(46)</sup>

このような国会自体が農民の立憲的幻想を徐々に打破し、また国会によって平和的に土地を入手できると主張したカデットに対する農民の信頼を失わせたのである。この事は次の事から推測しうる。

(1) 国会宛の、また国会議員の特定グループ宛の農村集会の決議書 приговор 訓令 наказ 要求書 требование 手紙 письмо などが第一国会の時期に比較して第二、殊に第三国会の時期には著しく減少する傾向があると考えられる。カリスィチェフ Ф. И. Калининев の編纂した史料集によれば、第一国会に関してはこれらはニシエロード Нижегород 県他三県より計七通のものが集録されているが、第二国会に関してはシンピルスク Симбирск 県他三県より五通に減り、第三国会に関しては史料集にはみあたらない。この事はやはり偶然的とみるよりは、国会に対する農民の期待、幻想の消失過程を示すものであらう。

(2) イエルサリムスキー А. Ф. Иерсалинский の研究によると、新しい農民運動の高揚期である一九一〇年以後、農民の立憲的幻想の克服が顕著な傾向として認められる。それは内務省の質問に対する県知事や県憲兵役所長官 начальник губернского жандармского управления の報告書の中で農民の政治意識の変化についてのべられている事によるもので、ペテルブルク県知事をはじめ多くの県知事が農民は国会の地主的性格を確信した事を認めている。<sup>(47)</sup>ここに第一国会に対するそれと全く異なった第三国会への民衆の対応が示されている。<sup>(48)</sup>

(3) 農民グループがミリュコフに宛てた次の手紙は興味深い。それはカデットに対する農民の失望の意を表明するものと考えられることのできる。「あなたは国会で多くを語るが、すべては農民にとって空虚な言葉である。……農民にとって必要なのは土地であって、饒舌ではないのだ。第三国会や第四国会のすべての活動は、空虚な、机上の仕事であって、人民にとってはこの事によって何らの軽減もなされていない。……慈悲深い地主の旦那であらせられるあなたには、人民が何を必要としているかをご存じないのだ。」<sup>(49)</sup>このような国会外での農民のカデットへの失望、不信は国会内においてトルド

ヴィキなど農民議員のカデットへの類似の關係にその投影を見いだした。国会内でカデットは農民議員から殆んどあらゆる信用を失っていた。<sup>(20)</sup>

勿論(3)の農民グループの手紙が示しているような農民の政治意識における高まりをすべての農民がこの時期に共有したと考えるのは早計であろう。農民のツァーリへの信仰はなお根強いものがあつた。例えば、一九二一年が「農奴解放」五十周年に、一九一二年が「祖国戦争」百周年に、一九一三年がロマノフ王朝三百年記念祭にそれぞれあたる事から、これを機にツァーリ・マニフェストが出されて農民に土地分与が行なわれるであろうという噂がひろまり、これが一九一〇年以降の農民運動の契機の一つともなっている事がこれを示している。<sup>(21)</sup>しかし農民の国会に対する幻想、カデットへの期待は失われつつあつたと考えてよいであろう。

このような農民の政治意識の変化、そして深部においてそれと係わらざるをえない農民運動の徐々の質的転換はカデット指導部に深刻な影響を与えずにはおかなかつたであろう。事実一九〇九年一月カデット党協議会 *конференция* に際して、報告書の予審の時ミリュコフは「カデットは農民層の中にも基盤をもっていない」ことを認め、将来それを確保する可能性についての希望を表明した。これと全く同じ事をクルートルは「我々は農民層を失つた」と表現した。またシソフは国内旅行からえた印象をまとめてこう言つた。「農民層の組織化は緊急の課題であるが、今はそれは果されていない」と。<sup>(22)</sup>これらカデットの第一級の指導者達の悲痛とも言える言葉はカデットの農業政策の変化の要因として、カデットと農民の相関關係を考えるうえで示唆的である。

註

(1) S. Dubrowski. *Die Bauernbewegung in der Russischen Revolution 1917*, Berlin, 1929. S. 41. に於 (第一表) と同じ資料があるが、数字が多少異なる。その後の研究により、一九五六年の書物で訂正されたものと考えられる。

(2) 残念乍ら一九〇五年と一九〇六年のみの統計資料はない。以下 (第三表) (第四表) も一九〇七年を含む。

(3) 日南田静真氏は第一革命期の農民運動を雇役制的労働報酬体系 (低報酬—高借地料) 転覆を主軸に闡われたものと規定してい

る。ストルィビン農業改革 江口朴郎編「ロシア革命の研究」二六二頁。

(4) С. П. И. Климов. Революционная деятельность рабочих в деревне в 1905—1907 гг., Москва, 1960.

(5) この点にかんする指摘は次を参照。倉持俊一 ストルィビン改革に関する一考察「歴史学研究」一六〇号一六頁。日南田静真  
前掲論文二五七頁。

(6) Е. И. Кирохина. Всероссийский крестьянский союз в 1905г., «Исторические записки» т. 50, стр. 101.

(7) Там же, стр. 103.

(8) Там же, стр. 108.

(9) Там же, стр. 114.

(10) См. например, В. М. Гохлернер. Крестьянское движение в Саратовской губернии в годы первой русской революции, «Исторические записки» т. 52, стр. 210—212.

(11) Там же, стр. 117, стр. 124.

(12) Там же, стр. 139.

(13) А. Я. Аврек. III Дума…стр. 51.

(14) А. Я. Аврек. Третьеиюньская…стр. 4.

(15) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 17, стр. 9.

(16) С. М. Дубровский. Столыпинская…стр. 530.

(17) 一九二二年以降を農民運動の下降期とする「アップロフスキーの見解に対し、イエルサリムスキーはこれを史料操作上の誤謬として批判している。次の文献を参照された。」

А. Ф. Иерусалимский. Крестьянское движение в России накануне и в начале первой мировой войны, «История СССР» 1967, № 3, стр. 118—119.

ホドケレツルシモウによる新資料による研究がある。

Н. А. Малышева. О количестве крестьянских выступлений в период столыпинской аграрной реформы, «История СССР», 1965, № 1, стр. 126—129.

(18) С. М. Дубровский. Столыпинская…стр. 541, стр. 551.

ストルィビン改革期における国会と農民 (大畑)

- (19) Там же, стр. 540—543.
- (20) 同じ資料は次の各文献にもあるがオーエンのばあい合計数が違っている。計算間違ひと思われる。  
 П. И. Лященко. История народного хозяйства СССР, т. 2, 1952, стр. 266.  
 Е. Г. Василевский. Указ. стр. 44.
- L. A. Owen. The Russian peasant movement 1906—1917, New York, 1963, p. 63.
- (21) С. М. Дубровский. Указ. стр. 532.
- (22) 例えは白ロシアに関しては次の拙稿を参照をりたい。  
 ストルィピン改革期の白ロシア—農民運動の特質—「西洋史学論集」第一七輯。
- (23) 一九〇八年より一九一三年までの六年間に三〇四三件(総数中の七五・一%)を占めた。С. М. Дубровский. Указ. стр. 536.
- (24) Е. Г. Василевский. Указ. стр. 88.
- (25) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 11, стр. 282—283.
- (26) この点に関しては次の拙稿を参照をりたい。ストルィピン改期革の農村構造—その基本的性格について—(小林・今来両先生  
 選歴記念)「西洋史学論集」三九一—四一六頁。
- (27) А. Я. Аврех. Аграрный вопрос...стр. 30.
- (28) С. М. Сидельников. Указ. стр. 196.
- (29) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 15, стр. 197.
- (30) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 16, стр. 60.
- (31) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 13, стр. 106.
- (32) 中村義知 前掲書一五一頁。
- (33) Ф. И. Калининчев. Указ. стр. 176.
- (34) См., Там же, стр. 182—183.
- (35) その正式名称は次のようである。

«О дополнении некоторых постановлений действующего закона, касающихся крестьянского землевладения и землепользования», См. Там же, стр. 274—280.

- (36) А. Я. Аврех. Третьеиюньская...стр. 9.
- (37) Ф. И. Калининчев. Указ. стр. 243.
- (38) Е. Г. Василевский. Указ. стр. 90—91.
- (39) その名称は次のようにある。
- 《Основных положений земельного закона》, Там же, стр. 132.
- (40) 中村義知 前掲書一八九頁。
- (41) この選挙法は、地主の権利をどうも次第々々参照された。
- 《Положение о выборах в Государственную Думу от 3 июня 1907 года》, Ф. И. Калининчев. Указ. стр. 357—394, стр. 341—344.
- (42) 周知のやうにローニンはこれに同じ評語を与えた。
- В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 17, стр. 315—316.
- (43) Ф. И. Калининчев. Указ. стр. 348.
- (44) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 16, стр. 422.
- (45) А. Я. Аврех. III Дума...стр. 57.
- (46) См. С. М. Дубровский. Столыпинская...стр. 115.
- (47) А. Ф. Иерсалимский. К вопросу развития крестьянского движения в 1910—1914 гг., 《История СССР》 1959, № 4, стр. 114.
- (48) См. В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 16, стр. 35.
- (49) А. Ф. Иерсалимский. К вопросу...стр. 115.
- (50) А. Я. Аврех. Аграрный...стр. 62.
- (51) См. С. М. Дубровский. Столыпинская...стр. 531—532.
- (52) А. Я. Аврех. III Дума...стр. 105.



四、む す び

第一国会より第三国会まで三たび提示されたカデット農業政策の変化の動因を考察することによって、このロシアの主要なブルジョア政党に特有な体質の一面を明らかにしようとした。史料も必ずしも充分でなく、また問題もよく整理されたとは思われないが、考え方として次のように言えるのではないだろうか。

一九〇五年に創立されたカデットに吸収されていくロシアのブルジョア・インテリゲンツィア達は、農民の中にも強固な基盤をもち、更には農民運動のヘゲモニーをも握り、これらをバネとしてツァーリズムのブルジョア君主制への転化を促進しようとした。一九〇六年における国会開設はその好機であり、カデットはその農業綱領に「強制収用」をうたう事により、農民層の支持を得て国会で大きな影響力を行使しようとした。第一国会における「四二人の議案」もそのようなものであった。カデットは平和的、合法的に、つまり国会を通じて農業・土地問題が、地主的利害において解決されることを求めたのである。

しかし革命の後退と更に続く敗北の中で、カデット路線は崩壊した。一九〇五年秋に全ロシア農民同盟が内部崩壊したことは、農民運動におけるカデットのヘゲモニーが失われたことを意味したが、翌年農業・土地問題の解決のめどさえ全くたぬまま第一国会が解散を余儀なくされた事はカデットの農業・土地問題解決の方式が農民には説得力を失うこととなった。第二国会の経過はこの事を更に入念に立証した。かくて国会活動に最大の重点を置いていたカデットはその中間政党的マヌーバーを放棄するか否かの選択を迫られた。

カデットが農民的利害に立脚したとしても（そのような仮定は本来あり得ないが）その農業政策は国会による農業問題の解決を志向する限り、農民層への説得力を早晚失うべきものであった。とりわけ第二国会以来地主的利害をあらわにしてきたカデットの農業政策は、この過程を促進した。そしてこの事が農村におけるカデット支持基盤を掘りくずし、カデ

ットが農民の支持を失いつつあった事が更にその「強制収用」法案を空洞化させたと考えられる。かくて第一次ロシア革命よりストルイピン改革期にかけて、国会の内と外においてブルジョアジーと農民層の「勢力の同盟」は成立不能に終るのである。カデットにとっては農民層の立憲的幻想の存在というきわめて有利な条件も活かせず、農民の政治意識にも徐々に一定の変化がみられ、それがストルイピン改革期の農民運動にストルイピンの農村改造路線に抵抗する反体制運動としての性格を強めさせる結果になった。

カデット黨員は、ストルーヴェなど右派グループを除けば、党と大衆運動との関係に留意し、大衆運動の存在および平和的・合法的枠内でのその高揚はむしろこれを利用すべきものとする考えがあった。農民運動に關しても、これが革命的運動に進展せず、カデットの希望する路線に引き入れ得るならば、これに否定的に対処するとは限らないであろう。しかしストルイピン改革期における農民運動は、農民の立憲的幻想が克服されつつあり、もはや全くカデットの統制外に放たれ、いわば体制内の改良主義運動ではなく、体制そのものと自らを対置する運動としての性格を強くしていったのである。このようにカデットの農業政策の一定の変化と、農民層の存在形態および農民運動との関連を考察するとき、遂に農民層を獲得しえず、また流動する情勢の先取りができず、ブルジョア民主主義革命の成果をブルジョアジーのために確保できないロシアのブルジョアジーの特質の一面をみることもできると思われる。

Государственная дума и крестьянство в периоде  
стольпинской реформы

—О кадетской аграрной политике—

М. Оохата

Государственная дума в России была создана самодержавием под натиском революции 1905–1907 годов в России.

Центральным вопросом в Государственной думе был аграрный. Партии и политические группы в Государственной думе снова и снова представили свои аграрные законопроекты. В первой Государственной думе (апрель-июля 1906г.) кадеты надеялись повести за собой крестьянство под флагом «принудительного отчуждения» помещичьей земли. Но во второй Государственной думе (февраль-июня 1907г.) кадеты сильно урезали свой аграрный проект, сведя до минимума элемент принудительного отчуждения земли за выкуп. И в третьей Государственной думе (ноябрь 1907г.-июня 1912г.) кадетский законопроект совпал, в принципе, с указом 9 ноября 1906г. Какие силы заставили кадетов в это заметное изменение? Предлагаемая работа ставила своей целью рассматривать этот вопрос в связи с крестьянским движением в периоде стольпинской реформы.